



町 税 概 要

令和2年度



目 次

町の概要

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 町の位置等 | P1 |
| 2 | 人口・世帯数等の推移 | P1 |
| 3 | 行政機構図 | P2 |

町税総括

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 令和2年度一般会計予算（当初） | P3 |
| 2 | 令和元年度一般会計決算 | P4 |
| 3 | 町税の賦課徴収に要する経費 | P5 |
| 4 | 一般会計決算額と町税の関係 | P6 |
| 5 | 決算に見る町税の動き（主な税目） | P6 |
| 6 | 町税決算額の推移 | P7 |
| 7 | 町税の構成比 | P8 |
| 8 | 令和元年度一般会計歳入歳出決算構成図 | P9 |

賦課

- | | | |
|---|---------------|-----------|
| 1 | 町税の税率表(令和2年度) | P10 ～ P11 |
|---|---------------|-----------|

町民税

- | | | |
|---|------------------|-----|
| 1 | 課税客体に関する調(課税状況調) | P12 |
| 2 | 年度別個人町民税調定額調 | P12 |
| 3 | 年度別法人町民税調定額(決算) | P12 |
| 4 | 年度別法人町民税納税義務者数 | P13 |
| 5 | 令和2年度個人町民税課税状況調 | P13 |

軽自動車税

- | | | |
|---|------------------|-----|
| 1 | 軽自動車税調定額等の推移(決算) | P14 |
|---|------------------|-----|

たばこ税

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 町たばこ税調定額等の推移(決算) | P14 |
|--------------------|-----|

固定資産税

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1 課税客体に関する調 | P15 |
| 2 固定資産税調定額等の推移(決算) | P15 |
| 3 土地に関する調(令和2年度) | P16 ~ P17 |
| 4 家屋に関する調(令和2年度) | P18 |
| 5 家屋の種類別調(令和2年度) | P19 |
| 6 償却資産に関する調(令和2年度) | P20 |

都市計画税

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 都市計画税調定額の推移(決算) | P21 |
| 2 地積及び床面積等に関する調 | P21 |
| 3 決定価格に関する調 | P21 |

収納

- | | |
|------------------|-----|
| 1 令和元年度現年課税分徴収状況 | P22 |
| 2 徴収実績の推移状況 | P22 |
| 3 年度別差押状況 | P23 |
| 4 令和元年度公売状況 | P23 |
| 5 年度・税目別不納欠損状況 | P23 |
| 6 令和元年度事由別不納欠損状況 | P23 |
| 7 年度別税外収入状況 | P24 |
| 8 令和元年度徴収事務委託金状況 | P24 |
| 9 町税延滞金収納状況 | P24 |

- | |
|--|
| (注) 1. 千円単位で表示した金額は、千円未満を四捨五入しているため、差額又は合計金額が異なる場合があります。 |
| 2. 記載されている計上額及び割合については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計額や構成比などが一致しない場合があります。 |

【町の概要】

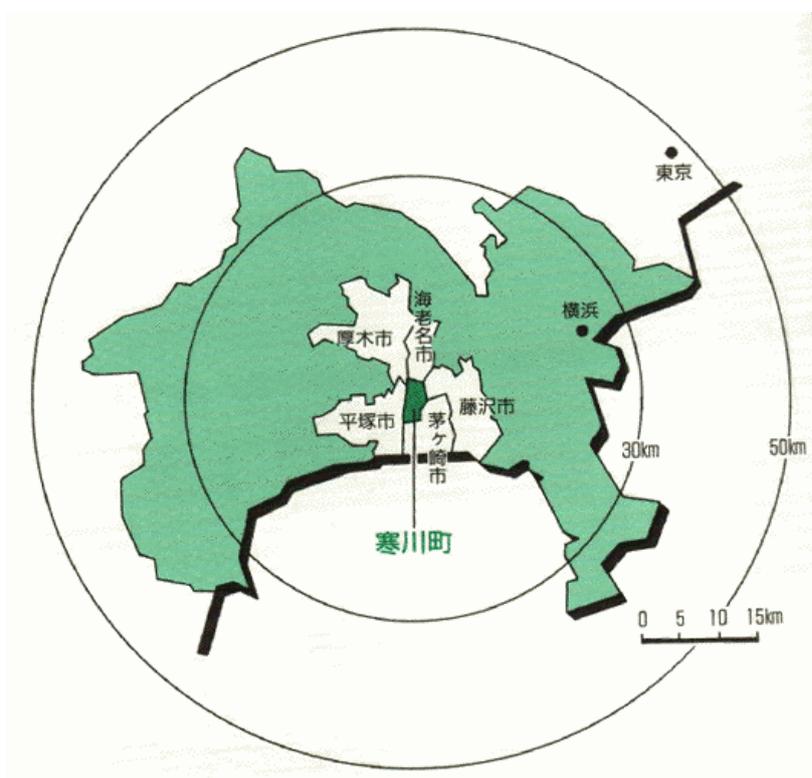
1 町の位置等

人	口	48,424人
世	帯	19,954世帯
面	積	13.42 km ²
町制施行		昭和15年(1940年)11月1日
位	置	東経 139度 23分
		北緯 35度 22分

2 人口・世帯数等の推移

(各年4月1日現在)

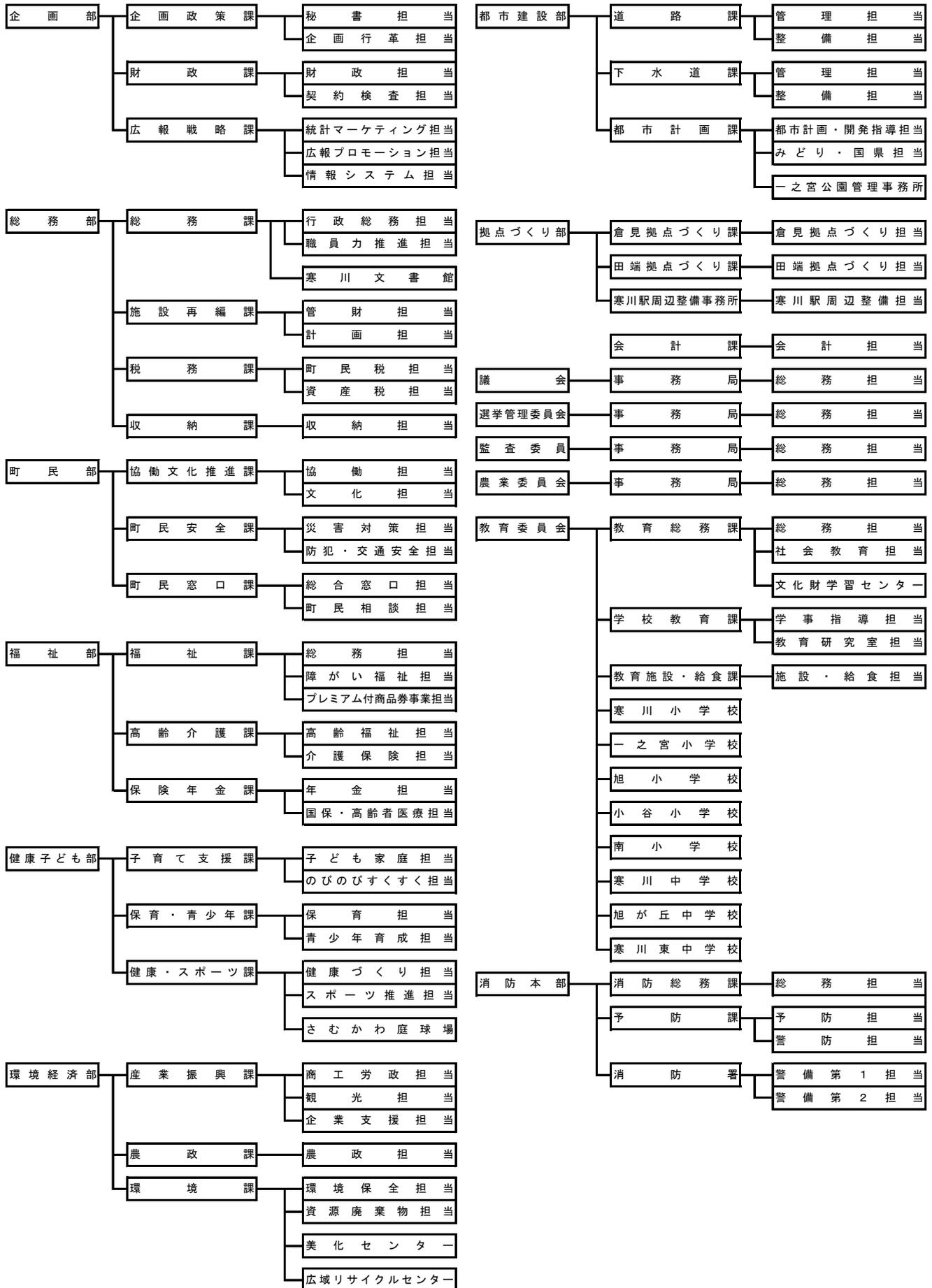
区分	年度	平成					令和									
		27	28	29	30	31	2									
人	口 (人)	47,646	48,014	48,089	48,138	48,273	48,424									
世	帯	数 (世帯)	18,922	18,903	19,150	19,365	19,630	19,954								
1	世	帯	当	た	り	人	口 (人)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4			
対	前	年	人	口	伸	率 (%)	0.6	0.8	0.2	0.1	0.3	0.3				
税	務	職	員	数 (人)	20	20	20	20	20	20	20					
税	務	職	員	1	人	当	た	り	人	口 (人)	2,382	2,401	2,404	2,407	2,414	2,421



【町の概要】

3 行政機構図

(令和2年4月1日現在)

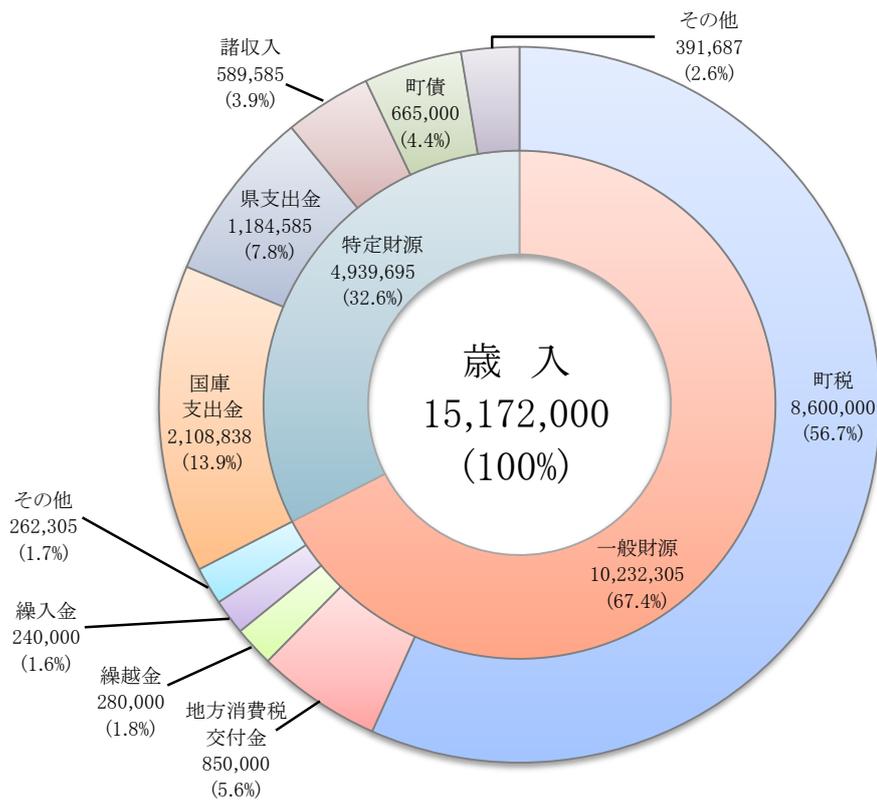


【町税総括】

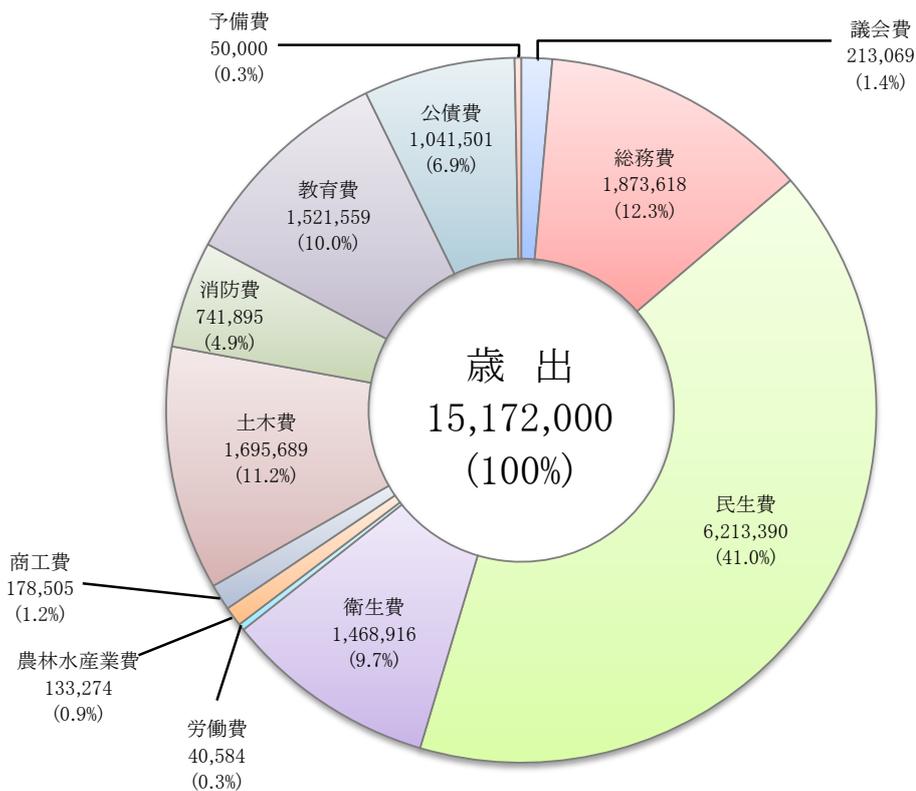
1 令和2年度一般会計予算（当初）

<歳入>

単位：千円、（ ）内は構成比



<歳出>



【町税総括】

2 令和元年度一般会計決算

歳入				歳出		
区分	款別	決算額	構成比	款別	決算額	構成比
自主財源	1 町税	8,923,973	55.3	1 議会費	205,400	1.4
	12 分担金及び負担金	149,732	0.9	2 総務費	2,502,108	16.8
	13 使用料及び手数料	80,218	0.5	3 民生費	5,435,220	36.6
	16 財産収入	138,757	0.9	4 衛生費	1,411,989	9.5
	17 寄附金	30,792	0.2	5 労働費	61,180	0.4
	18 繰入金	408,936	2.5	6 農林水産業費	115,555	0.8
	19 繰越金	1,121,858	7.0	7 商工費	168,114	1.1
	20 諸収入	644,771	4.0	8 土木費	1,509,591	10.2
	小計	11,499,037	71.3	9 消防費	641,354	4.3
	依存財源	2 地方譲与税	100,344	0.6	10 教育費	1,831,382
3 利子割交付金		3,890	0.0	11 公債費	979,987	6.6
4 配当割交付金		35,833	0.2	合計	14,861,880	100
5 株式等譲渡所得割交付金		21,519	0.1			
6 地方消費税交付金		842,871	5.2			
7 自動車取得税交付金		27,995	0.2			
8 環境性能割交付金		8,740	0.1			
9 地方特例交付金		108,305	0.7			
10 地方交付税		9,781	0.1			
11 交通安全対策特別交付金		6,602	0.0			
14 国庫支出金	1,837,379	11.4				
15 県支出金	1,109,574	6.9				
21 町債	518,500	3.2				
小計	4,631,333	28.7				
合計	16,130,370	100				

【町税総括】

3 町税の賦課徴収に要する経費

(単位:千円)

区 分		年 度		平成		令和
		29	30	元		
町 税 収 入 額 (A)			8,674,402	8,706,858	8,923,973	
徴 税 費	人	報 酬	0	0	0	
		給 料	69,686	69,588	68,278	
		諸 手 当	52,621	53,896	54,365	
	件	内	時 間 外 勤 務 手 当	6,106	5,321	4,898
			特 殊 勤 務 手 当	0	0	0
		訳	そ の 他 の 手 当	46,515	48,575	49,467
	費	共 済 費	35,623	33,890	33,790	
		計	157,930	157,374	156,434	
	費	事 務 費	賃 金	997	1,073	207
			旅 費	42	37	30
そ の 他			70,753	74,701	61,592	
計			71,792	75,811	61,830	
合 計 (B)		229,722	233,185	218,264		
県 民 税 取 扱 費 (C)		73,494	79,017	77,728		
町税の収入に要する経費(B)-(C) (D)		156,228	154,168	140,536		
税金に対する徴収経費の割合(D)/(A)		1.8%	1.8%	1.6%		
税 務 従 事 職 員 数		20人	20人	20人		

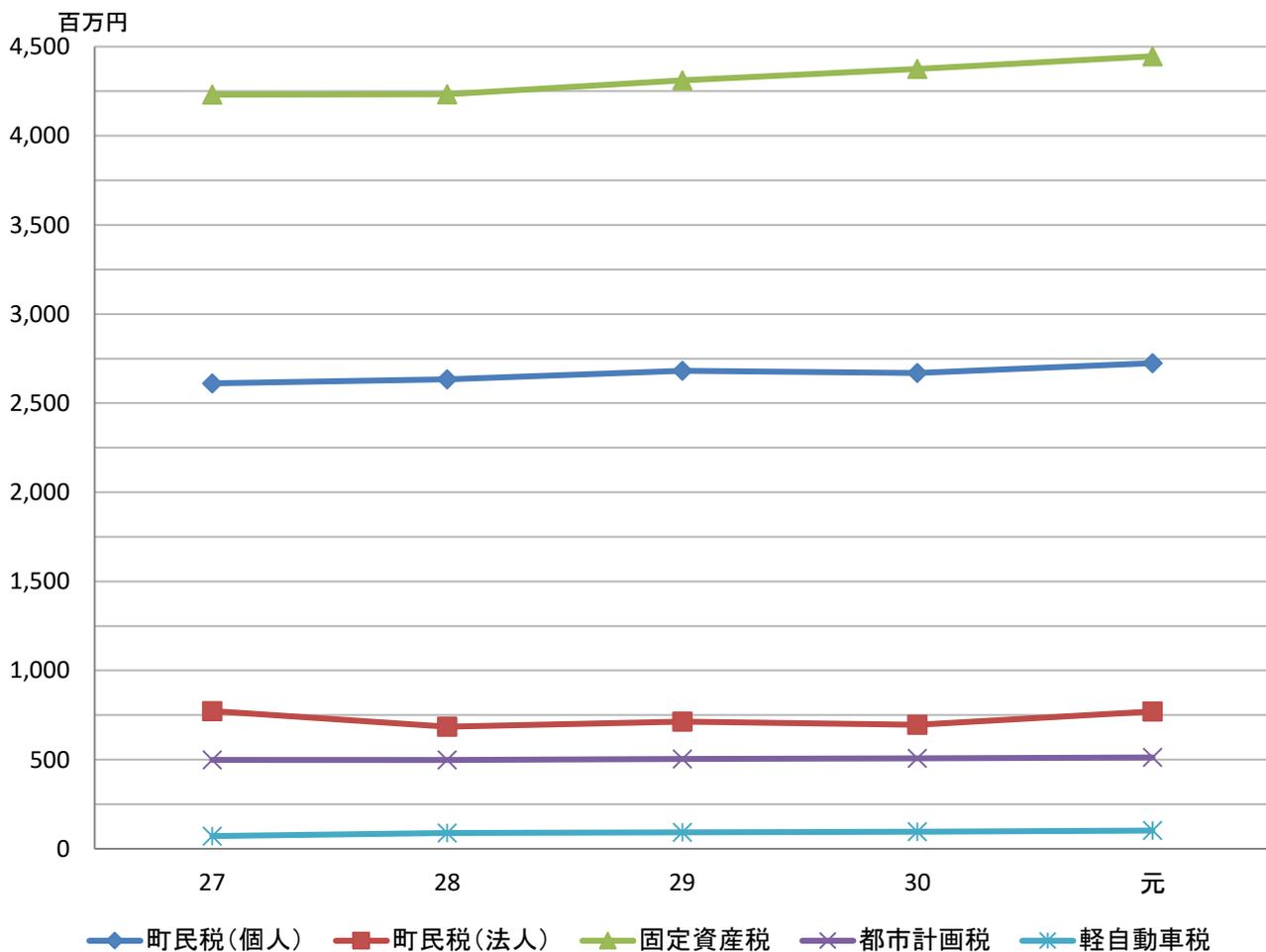
【町税総括】

4 一般会計決算額と町税の関係

(単位:千円)

区 分	年 度	平成				令和
		27	28	29	30	元
歳 入		14,949,436	14,816,013	17,122,510	15,747,568	16,130,370
歳 出		14,255,912	14,070,743	15,888,101	14,625,710	14,861,880
差 引 額		693,524	745,270	1,234,409	1,121,858	1,268,490
町 税		8,573,585	8,520,250	8,674,402	8,706,858	8,923,973
歳入決算額に占める町税の割合 (%)		57.4	57.5	50.7	55.3	55.3
町税の対前年度伸率 (%)		△ 1.6	△ 0.6	1.8	0.4	2.5
町民 1 人当たりの町税負担額 (円)		179,943	177,453	180,382	180,873	184,865

5 決算に見る町税の動き(主な税目)



【町税総括】

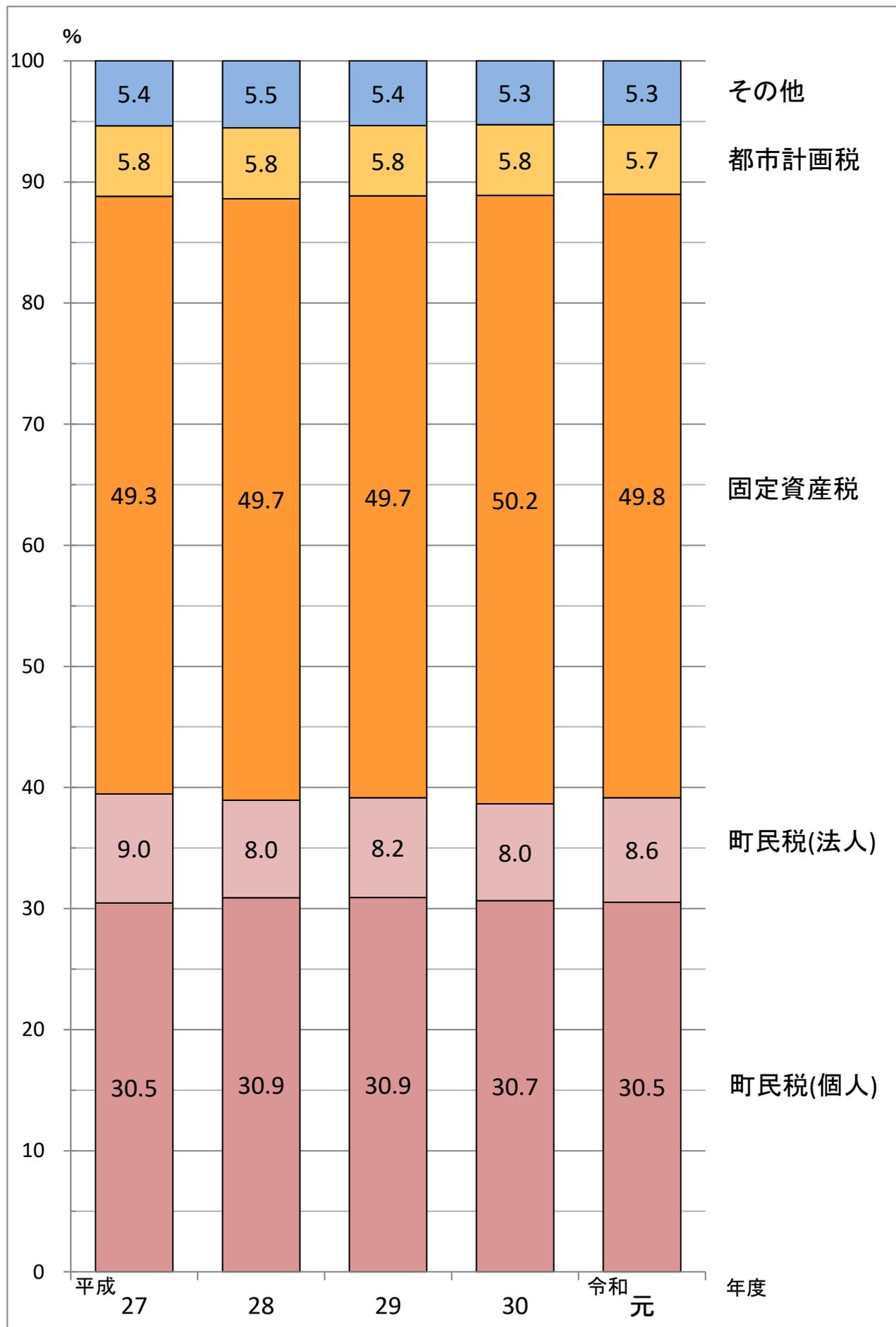
6 町税決算額の推移

(単位:千円)

税目 \ 年度	平成 27	28	29	30	令和 元
1 町 民 税	3,384,086	3,317,836	3,395,762	3,364,698	3,494,187
(1) 個 人	2,611,302	2,632,982	2,681,779	2,668,940	2,724,459
(2) 法 人	772,784	684,854	713,982	695,758	769,728
2 固 定 資 産 税	4,230,949	4,232,924	4,311,534	4,374,670	4,446,204
(1) 固 定 資 産 税	4,089,999	4,093,316	4,172,540	4,236,294	4,307,455
(2) 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	140,950	139,608	138,994	138,376	138,749
3 軽 自 動 車 税	71,297	87,972	91,672	96,538	102,271
(1) 軽 自 動 車 税	71,297	87,972	91,672	96,538	100,624
(2) 環 境 性 能 割	—	—	—	—	1,647
4 町 た ば こ 税	389,036	383,427	372,387	362,650	368,900
5 都 市 計 画 税	498,218	498,091	503,048	508,302	512,411
合 計	8,573,586	8,520,250	8,674,402	8,706,858	8,923,973

【町税総括】

7 町税の構成比

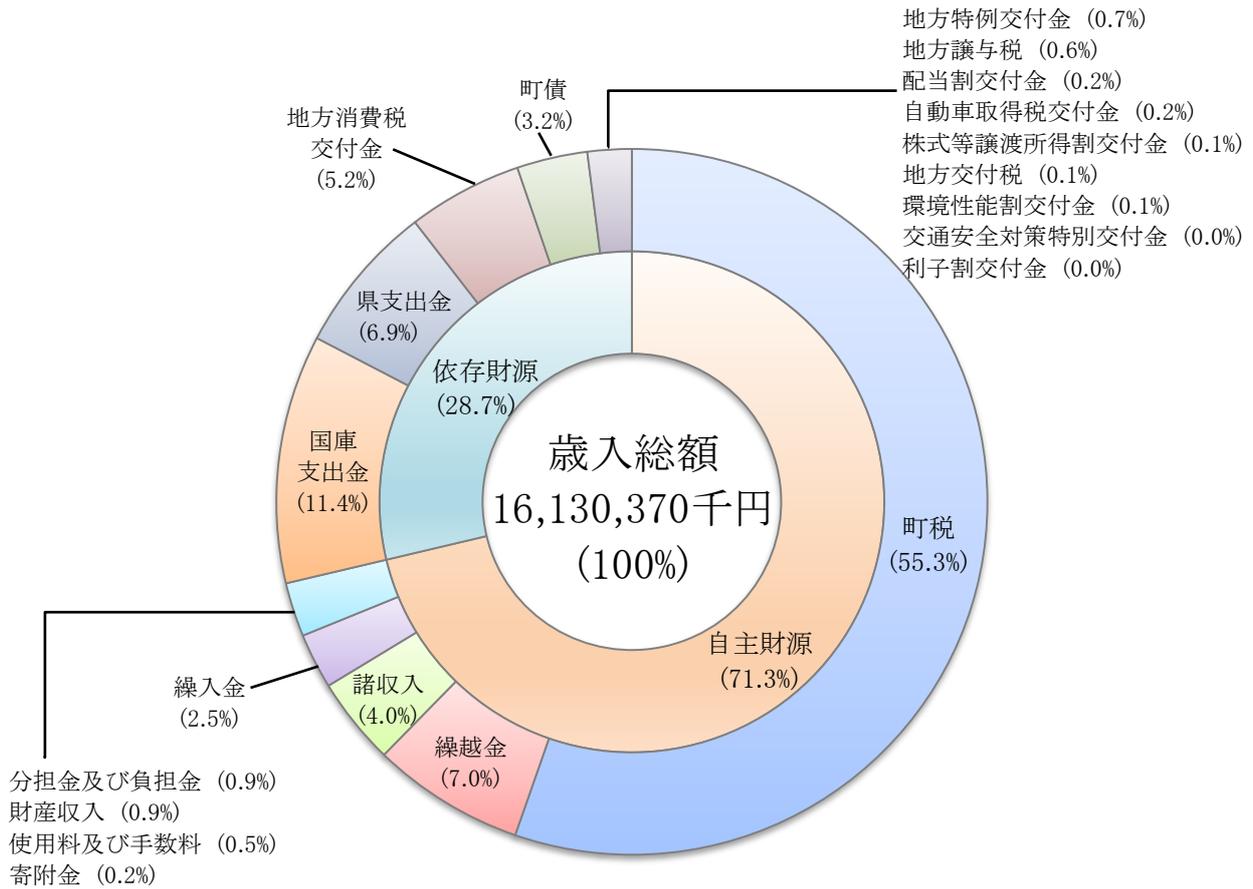


【町税総括】

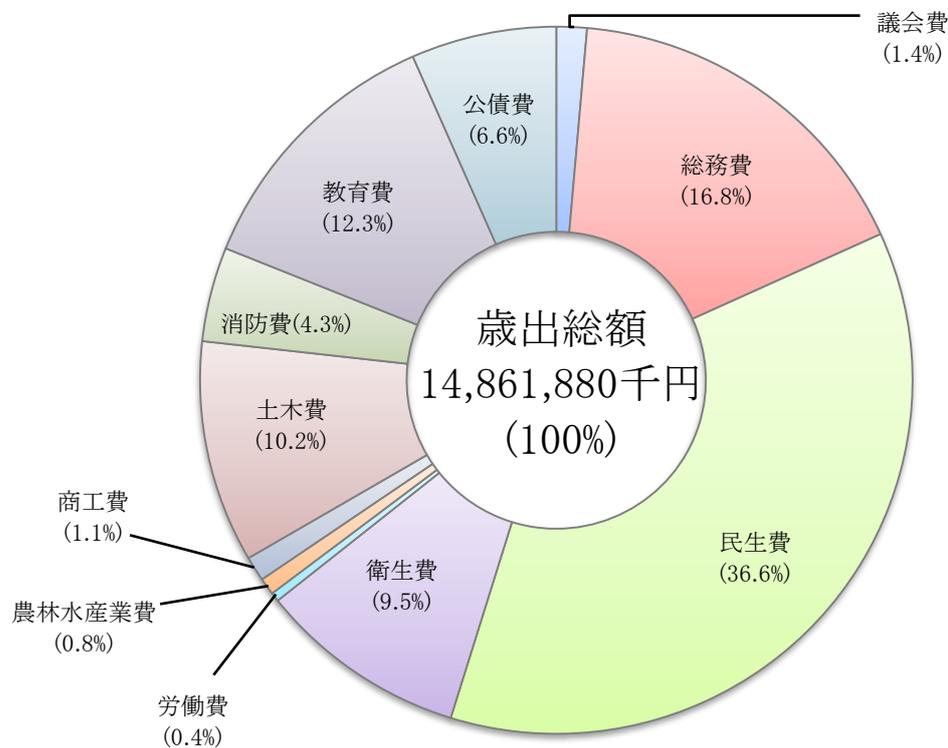
8 令和元年度一般会計歳入歳出決算構成図

() 内は構成比

<歳入>



<歳出>



【賦 課】

1 町税の税率表(令和2年度)

区分	町				民 税																														
	個 人				法 人																														
納税義務者	1. 1月1日現在、町内に住所を有する個人で、次にかかぎる者 (ア) 前年中に所得がある者 (イ) 毎年1月1日以降に退職所得があるもの 2. 1月1日現在、町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者				1. 町内に事務所又は事業所を有する法人 2. 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない者、及び事務所・事業所又は寮等を有する法人でない(注)の法人																														
課税所得	前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額から各種所得控除を差し引いた額(1,000円未満切捨て) ※ただし、上記の納税義務者中1の(イ)の者については退職所得金額(1,000円未満切捨て)				法人税額																														
税 率	町民税・県民税率				1. 均等割																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>町民税</th> <th>県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>6%</td> <td>4.025%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>3,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※神奈川県が水源環境税を導入しているため、平成19年度から所得割で0.025%均等割で300円を県民税に加算しています。</p> <p>※東日本大震災に関する復興増税として、平成26年度から10年間に限り、町民税・県民税それぞれの均等割の税率に500円を加算しています。</p>				税目	町民税	県民税	所得割	6%	4.025%	均等割	3,500円	1,800円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2)に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5)に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従事者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(以下この表において「従事者数の合計数」という。)が50人以下のもの</td> <td>年額 5万円</td> </tr> <tr> <td>2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人を超える者</td> <td>年額 12万円</td> </tr> <tr> <td>3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人以下であるもの</td> <td>年額 13万円</td> </tr> <tr> <td>4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>年額 15万円</td> </tr> <tr> <td>5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人以下であるもの</td> <td>年額 16万円</td> </tr> <tr> <td>6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>年額 40万円</td> </tr> <tr> <td>7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、従事者数の合計数が50人以下であるもの</td> <td>年額 41万円</td> </tr> <tr> <td>8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>年額 175万円</td> </tr> <tr> <td>9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、従事者数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>年額 300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。</p>			区 分	税 率	1 次に掲げる法人 ア 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2)に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5)に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従事者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(以下この表において「従事者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額 5万円	2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人を超える者	年額 12万円	3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、従事者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、従事者数の合計数が50人を超えるもの
税目	町民税	県民税																																	
所得割	6%	4.025%																																	
均等割	3,500円	1,800円																																	
区 分	税 率																																		
1 次に掲げる法人 ア 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2)に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5)に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従事者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(以下この表において「従事者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額 5万円																																		
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人を超える者	年額 12万円																																		
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円																																		
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円																																		
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円																																		
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円																																		
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、従事者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円																																		
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるものうち、従事者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円																																		
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、従事者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円																																		
期 別	普 通 徴 収				特別徴収	年 金 特 徴	毎 月																												
納 期	1 期	2 期	3 期	4 期	6月～翌年5月 (毎月)	各年金支払月																													
	6月1日～ 6月30日	8月1日～ 8月31日	10月1日～ 11月2日	12月1日～ 12月28日	翌月10日まで	翌月10日まで	各決算期後の2ヶ月以内																												

【賦 課】

固定資産税 (土地・家屋・償却資産)		都市計画税 (土地・家屋)		軽自動車税	町たばこ税																																
町内に所在する固定資産を1月1日現在に所有する者 都市計画税は市街化区域に所在する土地家屋の所有者				(種別割) 4月1日現在における軽自動車等の所有者 (環境性能割) 令和元年10月1日より、売買などで軽自動車を取得した所有者	特定卸売販売業者																																
1月1日現在における当該固定資産の価格				1台 (総排気量、車種及び金額による)	売渡し製造たばこ																																
1.4 <hr/> 100	0.2 <hr/> 100	<p>免税点</p> <p>土地 30万円</p> <p>家屋 20万円</p> <p>償却資産 150万円</p>		<p>原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円</p> <p>軽自動車 2輪車 3,600円 ※3輪車 3,100円</p> <p>4輪乗用 ※営業用 5,500円 ※自家用 7,200円</p> <p>4輪貨物 ※営業用 3,000円 ※自家用 4,000円</p> <p>小型特殊自動車 農耕作業用 2,000円 その他 5,900円</p> <p>2輪の小型自動車 6,000円</p> <p>※平成27年4月1日以降に初度検査を受ける場合は、次の税率となる。</p> <p>軽自動車 3輪車 3,900円</p> <p>4輪乗用 営業用 6,900円 自家用 10,800円</p> <p>4輪貨物 営業用 3,800円 貨物用 5,000円</p> <p>※初度検査から13年経過している車両には、次の税率となる。</p> <p>軽自動車 3輪車 4,600円</p> <p>4輪乗用 営業用 8,200円 自家用 12,900円</p> <p>4輪貨物 営業用 4,500円 貨物用 6,000円</p> <p>※平成31年4月1日から令和2年3月31日までに初度検査を受けた車両で、特定の環境性能を満たしている場合は、次の税率となる。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>軽課A</td> <td>軽課B</td> <td>軽課C</td> </tr> <tr> <td>3輪車</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪乗用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>4輪貨物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table> <p>(環境性能割) 燃費基準値達成度等に応じて、非課税及び1%に区分けされる。</p>		軽課A	軽課B	軽課C	3輪車	1,000円	2,000円	3,000円	4輪乗用				営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	4輪貨物				営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	<p>紙巻たばこ等</p> <p>1,000本につき 6,122円</p> <p>※令和2年10月1日より 段階的に引き上げ</p> <p>旧3級品の紙巻たばこ 平成27年度税制改正により旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率が廃止され、令和元年10月1日より旧3級品を除く紙巻たばこと同額の税率となりました。</p>
	軽課A	軽課B	軽課C																																		
3輪車	1,000円	2,000円	3,000円																																		
4輪乗用																																					
営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																		
自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																		
4輪貨物																																					
営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																		
自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																		
1 期	2 期	3 期	4 期	全 期	毎 月																																
5月1日 ～ 6月1日	7月1日 ～ 7月31日	9月1日 ～ 9月30日	11月1日 ～ 11月30日	5月1日 ～ 6月1日	翌月末日																																

【賦 課】

町 民 税

1 課税客体に関する調(課税状況調)

年度		平成 29	30	令和 元	2
特別徴収による 納税義務者数	給与特徴	15,650人	15,880人	16,140人	16,474人
	年金特徴	4,190人	4,323人	4,383人	4,472人
普通徴収による納税義務者数		4,240人	4,134人	4,121人	3,955人
特別徴収 義務者数	給与特徴	5,931人	6,039人	6,164人	6,193人
	年金特徴	4人	4人	3人	3人
特別徴収税額	給与特徴	1,990,666千円	2,023,577千円	2,052,439千円	2,079,377千円
	年金特徴	130,191千円	133,248千円	135,544千円	136,342千円
普通徴収税額		527,728千円	501,610千円	522,177千円	518,570千円

2 年度別個人町民税調定額調

年度		平成 28		29		30		令和 元	
区分		課税額 (円)	前年比 (%)	課税額 (円)	前年比 (%)	課税額 (円)	前年比 (%)	課税額 (円)	前年比 (%)
普通徴収	均等割	22,334,700	84.2	21,986,400	98.4	21,830,800	99.3	21,705,700	99.4
	所得割	555,498,400	83.8	558,832,500	100.6	532,737,000	95.3	551,427,500	103.5
	計	577,833,100	83.8	580,818,900	100.5	554,567,800	95.5	573,133,200	103.3
給与特徴	均等割	51,056,000	111.0	50,580,600	99.1	53,293,400	105.4	55,129,000	103.4
	所得割	1,857,618,500	107.7	1,900,134,900	102.3	1,928,313,200	101.5	1,960,291,500	101.7
	計	1,908,674,500	107.8	1,950,715,500	102.2	1,981,606,600	101.6	2,015,420,500	101.7
年金特徴	均等割	10,101,600	104.3	10,574,000	104.7	10,888,100	103.0	11,070,500	101.7
	所得割	113,853,900	107.2	118,082,700	103.7	121,091,200	102.5	123,403,800	101.9
	計	123,955,500	106.9	128,656,700	103.8	131,979,300	102.6	134,474,300	101.9
合計	均等割	83,492,300	101.6	83,141,000	99.6	86,012,300	103.5	87,905,200	102.2
	所得割	2,526,970,800	101.3	2,577,050,100	102.0	2,582,141,400	100.2	2,635,122,800	102.1
	計	2,610,463,100	101.3	2,660,191,100	101.9	2,668,153,700	100.3	2,723,028,000	102.1

※決算・退職分離を除く

3 年度別法人町民税調定額(決算)

年度		平成 28		29		30		令和 元	
区分		調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)
現 年		675,147	88.2	709,885	105.1	691,053	97.3	762,581	110.4
過 年		8,432	109.3	4,791	56.8	4,907	102.4	8,065	164.4
計		683,579	88.4	714,676	104.5	695,960	97.4	770,646	110.7

【賦 課】

4 年度別法人町民税納税義務者数

年 度	平成 28		29		30		令和 元	
		前年比		前年比		前年比		前年比
納税義務者	1,202人	101.3%	1,177人	97.9%	1,182人	100.4%	1,188人	100.5%

5 令和2年度個人町民税課税状況調

所得割を納める者					
区 分 所得区分	納税義務者数	総所得金額	課税標準額	町民税額	1人当たり税額
	人	千円	千円	千円	円
給 与 所 得 者	18,596	60,823,248	38,964,753	2,195,892	118,084
営 業 等 所 得 者	817	2,567,675	1,648,610	93,869	114,895
農 業 所 得 者	23	64,895	39,602	2,323	101,000
その他の所得者	3,711	7,921,284	4,526,408	256,477	69,113
小 計	23,147	71,377,102	45,179,373	2,548,561	110,103
分離課税をした者	218	3,087,112	2,831,240	98,461	451,656
合 計	23,365	74,464,214	48,010,613	2,647,022	113,290

均等割を納める者				
区 分	納税義務者数	税 率	町民税額	一人当たり税額
個 人	24,901人	3,500円	87,154千円	3,500円

特別徴収により納める者					
区 分	特別徴収 義務者数	納税義務者数	特別徴収税額	特別徴収税額の内訳	
				所得割額	均等割額
給与特徴	6,193人	16,474人	2,079,377千円	2,021,718千円	57,659千円
年金特徴	3人	4,472人	136,342千円	123,760千円	12,582千円

【賦 課】

軽自動車税

1 軽自動車税調定額等の推移(決算)

区 分	年 度				令和 元
	平成 27	28	29	30	
原動機付自転車(台)	5,123	5,087	5,012	4,905	4,890
軽自動車(台)	10,259	10,496	10,586	10,766	10,865
小型特殊自動車(台)	443	449	448	433	430
二輪の小型自動車(台)	723	760	768	782	812
合 計(台)	16,548	16,792	16,814	16,886	16,997
調 定 額(千円)	71,292	88,704	92,744	97,068	101,001

たばこ税

1 町たばこ税調定額等の推移(決算)

区 分	年 度				令和 元
	平成 27	28	29	30	
売 渡 本 数(千本)	76,006	74,610	71,918	71,008	65,190
調 定 額(千円)	389,035	383,427	372,387	362,650	368,900

固 定 資 産 税

1 課税客体に関する調

(固定資産概要調書による)

区 分	年 度			
	平成 29	30	令和 元	2
評 価 土 地 筆 数 (筆)	33,887	34,120	34,295	34,547
評 価 家 屋 棟 数 (棟)	16,426	16,567	16,693	16,878
土 地 の 納 税 義 務 者 数 (人)	12,938	13,133	13,321	13,579
家 屋 の 納 税 義 務 者 数 (人)	13,560	13,724	13,908	14,161
償 却 資 産 の 納 税 義 務 者 数 (人)	1,277	1,296	1,293	1,329

2 固定資産税調定額の推移(決算)

(単位:千円)

区 分	年 度				令和 元
	平成 27	28	29	30	
土 地	2,028,444	2,031,132	2,030,549	2,035,458	2,040,452
家 屋	1,253,550	1,251,292	1,299,169	1,327,884	1,358,798
償 却 資 産	800,233	803,486	847,675	873,183	913,457
小 計	4,082,227	4,085,910	4,177,393	4,236,525	4,312,707
交 付 金	140,950	139,608	138,993	138,376	138,749
合 計	4,223,177	4,225,518	4,316,386	4,374,901	4,451,456

3 土地に関する調(令和2年度)

区分 地目		地		積		決		
		非課税地積 (㎡)①	評価総地積 (㎡)②	法定免税点 未満のもの (㎡)③	法定免税点 以上のもの ②-③ (㎡)④	総額 (千円)⑤		
田	一般田	0	758,223	112,181	646,042	75,559		
	勧告遊休田	0	0	0	0	0		
	介在田・市街化区域田	520	35,856	0	35,856	1,872,150		
畑	一般畑	0	1,543,774	162,584	1,381,190	129,475		
	勧告遊休畑	0	0	0	0	0		
	介在畑・市街化区域畑	861	456,144	13,196	442,948	23,300,622		
宅 地	小規模住宅用地	0	2,345,813	833	2,344,980	163,730,427		
	一般住宅用地	0	660,342	68	660,274	41,154,830		
	住宅用地以外の宅地	0	2,081,393	13	2,081,380	119,391,235		
	計	2,559	5,087,548	914	5,086,634	324,276,492		
	塩田	0	0	0	0	0		
	鉱泉地	0	0	0	0	0		
	池沼	0	0	0	0	0		
山 林	一般山林	0	99,700	11,484	88,216	3,932		
	介在山林	0	10,720	0	10,720	531,942		
	牧場	0	0	0	0	0		
	原野	0	27,574	7,311	20,263	34,002		
雑 種 地	ゴルフ場の用地	0	0	0	0	0		
	遊園地等の用地	0	0	0	0	0		
	鉄 軌 道 用 地	単体利用	922	83,817	0	83,817	1,975,200	
		複 合 利 用	小規模住宅用地	0	0	0	0	0
			一般住宅用地	0	0	0	0	0
			住宅用地以外	0	2,233	0	2,233	73,134
		計	0	2,233	0	2,233	73,134	
	その他の雑種地	227,794	1,081,532	6,185	1,075,347	28,413,079		
	計	228,716	1,167,582	6,185	1,161,397	30,461,413		
	その他	4,000,223	0	0	0	0		
	合計	4,232,879	9,187,121	313,855	8,873,266	380,685,587		

【賦 課】

(固定資産概要調書による)

定 価 格		課税標準額	筆 数				単 位 当 たり 価 格	
法定免税点 未満のもの (千円)⑥	法定免税点 以上のもの ⑤ - ⑥ (千円)⑦	⑦ に 係 る 課税標準額 (千円)⑧	非課税地 筆 数 (筆)⑨	評 価 総 筆 数 (筆)⑩	法定免税点 未満のもの (筆)⑪	法定免税点 以上のもの ⑩ - ⑪ (筆)⑫	平均価格 $\frac{⑤}{②}$ (円/㎡)⑬	最高価格 (円/㎡)⑭
10,858	64,701	64,701	0	1,312	192	1,120	100	113
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1,872,150	473,289	7	77	0	77	52,213	82,266
13,537	115,938	115,938	0	3,007	341	2,666	84	93
0	0	0	0	0	0	0	0	0
338,716	22,961,906	5,970,801	7	982	30	952	51,082	91,707
44,317	163,686,110	27,270,254	0	17,951	84	17,867	69,797	162,454
3,252	41,151,578	13,717,191	0	5,204	23	5,181	62,324	154,500
821	119,390,414	77,525,962	0	2,637	4	2,633	57,361	158,394
48,390	324,228,102	118,513,407	4	25,792	111	25,681	63,739	162,454
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
449	3,483	3,483	0	286	41	245	39	46
0	531,942	367,299	0	50	0	50	49,621	76,386
0	0	0	0	0	0	0	0	0
272	33,730	23,483	0	141	40	101	1,233	62,281
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1,975,200	1,322,112	23	520	0	520	23,566	28,157
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	73,134	51,048	0	5	0	5	32,751	39,472
0	73,134	51,048	0	5	0	5	32,751	39,472
5,550	28,407,529	19,098,051	3,492	2,375	58	2,317	26,271	158,855
5,550	30,455,863	20,471,211	3,515	2,900	58	2,842	26,089	158,855
0	0	0	14,068	0	0	0	0	0
417,772	380,267,815	146,003,612	17,601	34,547	813	33,734	41,437	

【賦 課】

4 家屋に関する調(令和2年度)

区 分		棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)
木造	総 数	13,183	1,360,822	44,132,357
	法定免税点未満のもの	143	4,467	10,189
	法定免税点以上のもの	13,040	1,356,355	44,122,168
木造以外	総 数	3,695	1,624,213	64,216,070
	法定免税点未満のもの	22	314	2,178
	法定免税点以上のもの	3,673	1,623,899	64,213,892
計	総 数	16,878	2,985,035	108,348,427
	法定免税点未満のもの	165	4,781	12,367
	法定免税点以上のもの	16,713	2,980,254	108,336,060
非課税家屋		46	22,629	

区 分		単 位 当 り 価 格 (円)	提 示 平 均 価 額 (円)	$\frac{\text{単位当り価格}}{\text{提示平均価額}}$ (%)
木造	総 数	32,431		
	法定免税点未満のもの	2,281		
	法定免税点以上のもの	32,530		
木造以外	総 数	39,537		
	法定免税点未満のもの	6,936		
	法定免税点以上のもの	39,542	(参考)	
計	総 数	36,297	実 際 免 税 点 の 額	
	法定免税点未満のもの	2,587		
	法定免税点以上のもの	36,351	(固定資産概要調書による)	
非課税家屋				

5 家屋の種類別調(令和2年度)

区分 種類		総評価額				令和元年度内新增築家屋		
		棟数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	㎡当り 評価額 (円)	棟数	評価額 (千円)	㎡当り 評価額 (円)
木造	専用住宅	11,533	1,147,253	38,718,218	33,749	306	2,364,278	76,085
	共同住宅	486	118,412	3,903,963	32,969	9	204,418	82,627
	併用住宅	368	45,328	827,569	18,257	1	12,743	67,423
	旅館・料亭・ホテル	1	40	521	13,025	0	0	0
	事務所・銀行・店舗	169	15,705	410,196	26,119	2	13,190	52,972
	劇場・病院	9	1,462	41,714	28,532	1	10,221	70,490
	工場・倉庫	123	15,319	112,077	7,316	2	1,299	31,683
	土蔵	18	708	1,846	2,607	0	0	0
	附属家	476	16,595	116,253	7,005	0	0	0
	合計	13,183	1,360,822	44,132,357	32,431	321	2,606,149	76,266
非木造	事務所・銀行・店舗	382	193,370	13,623,527	70,453	4	940,868	133,779
	住宅・アパート	1,960	465,974	22,920,319	49,188	30	545,079	91,318
	病院・ホテル	15	21,895	1,798,173	82,127	0	0	0
	工場・倉庫	1,053	928,610	25,562,188	27,527	16	2,520,101	115,363
	その他	285	14,364	311,863	21,711	2	3,726	48,390
	合計	3,695	1,624,213	64,216,070	39,537	52	4,009,774	114,814

【賦 課】

6 償却資産に関する調(令和2年度)

種 類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			課税標準の特例 規定の適用を受 けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	10,172,606	10,063,372	41,946	10,021,426
	機 械 及 び 装 置	45,304,969	44,922,924	129,624	44,793,300
	船 舶	88	88	0	88
	航 空 機	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	930,220	930,220	0	930,220
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	7,690,789	7,686,345	1,340	7,685,005
	小 計 (ハ)	64,098,672	63,602,949	172,910	63,430,039
法第三百八十九条関係	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	9,851,385	9,609,000		
	道府県知事が価格等を 決定し、配分したもの	0	0		
	小 計 (ニ)	9,851,385	9,609,000		
法第743条第1項の規定に より道府県知事が価格等 を決定したもの (ホ)	0	0			
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)	73,950,057	73,211,949			
同上内訳	市町村分の額		73,211,949		
	道府県分の額		0		

都 市 計 画 税

1 都市計画税調定額の推移(決算)

(単位:千円)

区 分	年 度	平成				令和
		27	28	29	30	元
土 地		329,159	329,523	329,379	329,943	330,730
家 屋		168,237	167,713	174,249	178,376	182,285
合 計		497,396	497,236	503,628	508,319	513,015

2 地積及び床面積等に関する調

(令和2年度)

区 分			
土地の地積 (千㎡)	宅 地	宅 地	4,311
		そ の 他	476
		小 計	4,787
	農 地	455	
	計	5,242	
家屋の床面積 (㎡)	木 造		1,136,165
		非 木 造	1,535,904
	計	2,672,069	
	農 地		
土地の筆数 (筆)	宅 地	宅 地	17,286
		そ の 他	1,876
		小 計	19,162
	農 地	955	
	計	20,117	
家屋の棟数 (棟)	木 造		10,949
		非 木 造	3,163
	計	14,112	

3 決定価格に関する調

(令和2年度)(単位:千円)

区 分				決 定 価 格
土 地	宅 地	小 規 模	個人	144,452,138
			法人	5,711,418
		一 般	個人	30,469,673
			法人	505,180
	非住宅用地	個人非住宅用地		30,744,055
		法人非住宅用地		81,934,021
		小 計		293,816,485
	農 地	農 地		23,692,755
		そ の 他		26,258,488
		計		343,767,728
家 屋	木 造 家 屋		37,433,752	
	木 造 以 外 の 家 屋		60,546,266	
	計		97,980,018	
合 計				441,747,746

(固定資産概要調書による)

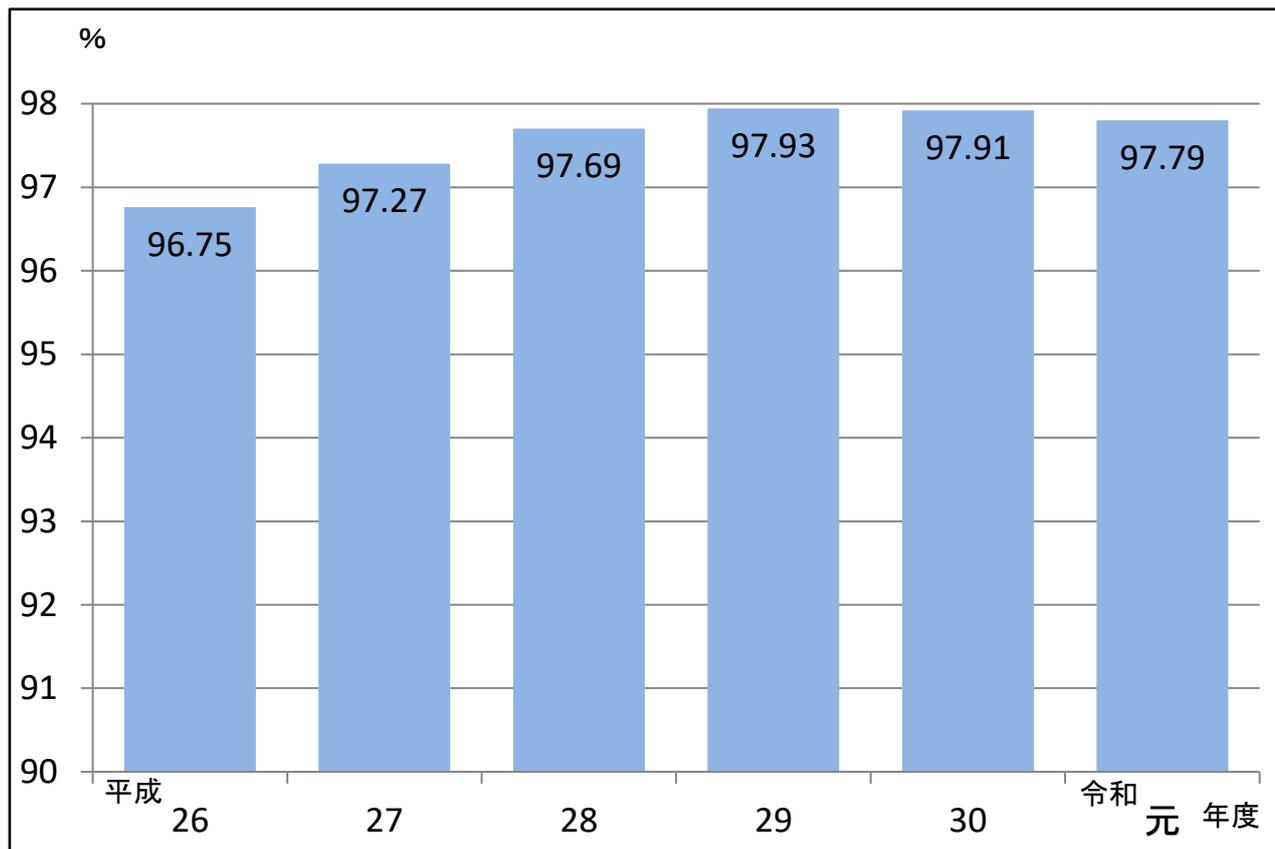
【収 納】

1 令和元年度現年課税分徴収状況

区 分		調 定 額	収 入 額	徴 収 率
税 目				
町民税	個人	2,743,651千円	2,696,438千円	98.28%
	法人	770,646千円	768,979千円	99.78%
	計	3,514,297千円	3,465,417千円	98.61%
固定資産税 (交付金含む)		4,451,456千円	4,431,418千円	99.55%
軽自動車税 (環境性能割含む)		102,649千円	100,849千円	98.25%
町たばこ税		368,900千円	368,900千円	100.00%
都市計画税		513,015千円	510,629千円	99.53%
合 計		8,950,317千円	8,877,212千円	99.18%

※収入額には還付未済額を含む

2 徴収実績の推移状況



※上記のグラフは現年及び滞納繰越を合算したものです。

【収 納】

3 年度別差押状況

年度 区分	平成 28		29		30		令和 元		
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	
不 動 産	30件	11,245,633円	7件	2,268,870円	23件	15,283,781円	7件	14,177,482円	
債 権	預 金	180件	27,231,428円	253件	34,491,142円	188件	31,528,674円	129件	21,739,259円
	生命保険	30件	6,286,967円	20件	4,640,736円	15件	2,205,808円	3件	867,860円
	給 与	34件	9,980,638円	12件	2,966,395円	10件	1,943,879円	7件	2,532,061円
	その他	31件	10,757,882円	25件	5,551,365円	11件	3,243,448円	25件	9,071,279円
そ の 他	5件	927,800円	1件	377,600円	0件	0円	0件	0円	
合 計	310件	66,430,348円	318件	50,296,108円	247件	54,205,590円	171件	48,387,941円	

4 令和元年度公売状況

区分 公売日	公 売 実 績		備 考
	件 数	売却決定価額	
なし			

5 年度・税目別不納欠損状況

年度 税 目	平成 28		29		30		令和 元	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
町民税(個人)	125件	5,960,341円	294件	4,368,112円	438件	7,228,913円	419件	7,550,708円
町民税(法人)	4件	244,598円	5件	292,581円	4件	203,666円	4件	147,500円
固定資産税	39件	14,091,416円	69件	1,748,841円	56件	1,626,123円	107件	2,369,458円
軽自動車税	36件	194,300円	59件	237,600円	76件	260,200円	78件	283,274円
都市計画税	39件	1,693,235円	69件	211,459円	56件	196,621円	107件	285,581円
合 計	204件	22,183,890円	427件	6,858,593円	574件	9,515,523円	608件	10,636,521円

6 令和元年度事由別不納欠損状況

区分 税 目	執行停止による納税義務消滅		時効完成		合 計	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
	法第15条の7第4項滞納処分の停止後3年経過のもの		法第15条の7第5項限定承認及びその他のもの		法第18条第1項消滅時効によるもの	
町民税(個人)	84件	1,550,095円	53件	305,303円	282件	5,695,310円
町民税(法人)	1件	50,000円	0件	0円	3件	97,500円
固定資産税	36件	465,317円	35件	1,371,980円	36件	532,161円
軽自動車税	13件	63,000円	3件	21,600円	62件	198,674円
都市計画税	36件	56,083円	35件	165,359円	36件	64,139円
合 計	134件	2,184,495円	91件	1,864,242円	383件	6,587,784円

【収 納】

7 年度別税外収入状況

区 分	平成 29		30		令和 元	
	金 額	対前年 伸び率	金 額	対前年 伸び率	金 額	対前年 伸び率
証明発行 手数料	2,772,000円	△2.14%	2,605,200円	△6.02%	2,222,400円	△14.69%
徴収費 県委託金	73,494,653円	△7.05%	79,016,621円	7.51%	77,727,770円	△1.63%
延滞金	11,257,629円	△38.96%	9,074,449円	△19.39%	12,453,967円	37.24%
滞処 納費	0円	皆減	0円	—	0円	—
合 計	87,524,282円	△12.99%	90,696,270円	3.62%	92,404,137円	1.88%

8 令和元年度徴収事務委託金状況

区 分	人数又は金額	地方税法施行令に 定める率又は金額	交付を受ける金額
払 込 金 額	403,845円	$\frac{7}{100}$	28,267円 ※1
内 滞 納 本 税	0円		
内 延 滞 金	403,845円		
納 税 義 務 者 数	24,920人	3,000円	74,760,000円
過誤納還付(充当)金額	5,046,400円		2,016,541円
還 付 加 算 金 額	8,400円		3,356円
配当割額等の控除に 係る還付(充当)金額	919,606円		919,606円
過去の年度に行った 賦課決定を取り消し た納税義務者数	0人	4,000円	0円 ※2
	0人	3,300円	0円 ※3
	0人	3,000円	0円 ※4
合 計			77,727,770円

※1 平成18年度以前の賦課決定にかかるもの

※2 平成19,20年度賦課決定にかかるもの

※3 平成21,22年度賦課決定にかかるもの

※4 平成23年度以後の賦課決定にかかるもの

9 町税延滞金収納状況

税 目	年 度	平成 29	30	令和 元
		金 額	金 額	金 額
町民税	個人	6,986,243円	6,289,398円	6,811,664円
	法人	161,498円	142,831円	259,300円
	計	7,147,741円	6,432,229円	7,070,964円
固定資産税 都市計画税		3,999,228円	2,546,820円	5,265,028円
軽自動車税		110,660円	95,400円	117,975円
合 計		11,257,629円	9,074,449円	12,453,967円

発 行 令 和 2 年 9 月

発 行 者 寒 川 町

編 集 総 務 部 税 務 課

総 務 部 収 納 課